

議案第六十二号

港区立大平台みなと荘条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年九月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立大平台みなと荘条例の一部を改正する条例

港区立大平台みなと荘条例（平成十年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「七、五〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「八、四〇〇円」に、「六、五〇〇円」を「七、九〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、二〇〇円」に改める。

付 則

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立大平台みなと荘条例別表の規定は、平成二十六年四月一日以後の利用分について適用し、同日前の利用分（同年三月三十一日から同年四月一日にかけて宿泊する場合を含む。）については、なお従前の例による。

（説明）

大平台みなと荘の利用料金の上限額を改定するため、本案を提出いたします。